

浜松市交通安全対策会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要項は、浜松市交通安全条例（平成21年浜松市条例代32号）第22条の規定に基づき、浜松市交通安全対策会議（以下「会議」という。）の運営について必要な事項を定める。

(委員の代理出席)

第2条 委員はやむを得ない事情により会議に出席できないときは、会長が適当と認める者の内から、その代理者を出席させることができる。

2 委員または代理者がともに出席できないときは、あらかじめその旨を会長に届け出なければならない。

(委員以外の者の出席)

第3条 会長は、必要があると認めるときは、委員及び特別委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専決処分)

第4条 会長は、会議において措置すべき事項の内、軽微な事項ですみやかな措置を必要とするときは、専決処分をすることができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の会議にその旨を報告するものとする。

(幹事)

第5条 会議に幹事を置く。

2 幹事は、別表に掲げる職にある者を会長が委嘱または任命する。

3 幹事は、会議の所掌事務について、会長、委員及び特別委員を補佐する。

(幹事会)

第6条 幹事会は、浜松市土木部道路企画課交通安全対策担当課長が議長となる。

2 幹事会は、次の事項を処理する。

(1) 会議に提出する議案の作成

(2) その他、会長から命ぜられた事項

3 幹事会の協議事項は、会長に報告しなければならない。

(庶務)

第 7 条 会議の庶務は、浜松市土木部道路企画課において処理する。

(準用)

第 8 条 第 2 条の規定は、幹事会について準用する。この場合、「委員」は「幹事」と、「会長」は「浜松市土木部道路企画課交通安全対策担当課長」と読み替えるものとする。

附 則

この要項は、昭和 4 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表

浜松市交通安全対策会議 幹事

国の関係地方行政機関 の職員	国土交通省中部地方整備局 浜松労働基準監督署 第一方面主任監督官
	国土交通省中部運輸局静岡運輸支局浜松自動車検査登録事務所 首席運輸企画専門官
県の職員	静岡県くらし・環境部 くらし交通安全課長
県警察の警察官	浜松市警察部 庶務課長
	浜松中央警察署 交通第一課長
	浜松東警察署 交通課長
	浜北警察署 交通課長
	天竜警察署 交通課長
	細江警察署 交通課長
	高速道路交通警察隊 浜松分駐隊長
	高速道路交通警察隊 浜北分駐隊長
浜松市教育委員会	学校教育部 保健給食課長
浜松市消防局	消防局 警防課長
浜松市	危機管理監 危機管理課長
	企画調整部 企画課長
	市民部 市民生活課長
	市民部 ユニバーサル社会・男女共同参画推進課長
	健康福祉部 福祉総務課長
	健康福祉部 障害保健福祉課長
	健康福祉部 高齢者福祉課長
	こども家庭部 次世代育成課長
	こども家庭部 子育て支援課長
	こども家庭部 幼児教育・保育課長
	こども家庭部 幼児教育・保育課 幼児教育指導担当課長
	産業部 産業振興課 商業振興担当課長
	都市整備部 都市計画課長
	都市整備部 交通政策課長
	都市整備部 公園課長
	土木部 道路企画課長
	土木部 道路企画課 交通安全対策担当課長
	土木部 道路保全課長
	土木部 南土木整備事務所長
	土木部 北土木整備事務所長
	土木部 東・浜北土木整備事務所長
	土木部 天竜土木整備事務所長
	中区 まちづくり推進課長
	東区 区振興課長
	西区 まちづくり推進課長
	南区 区振興課長
	北区 まちづくり推進課長
	浜北区 まちづくり推進課長
	天竜区 まちづくり推進課長
	公共的機関
東海旅客鉄道株式会社 浜松駅 首席助役	
遠州鉄道株式会社 運輸業務部 計画課長	
天竜浜名湖鉄道株式会社 運輸技術部長兼運転課長	